

令和三年法務省令第十号

法務省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令(平成二十年政令第三百十四号)第二号、第八号第五項(同令第十一号第三項において準用する場合を含む。)

第一条 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令(平成二十年政令第三百十四号)以下「令」という。第二条 第一項第二号の命令で定める部課等は、法務総合研究所研究部とする。

第二条 令第三条第一項の命令で定める職は、法務総合研究所研究部長とする。

第三条 令第六条第四項第三号の命令で定める本邦法人又は外国法人等は、次に掲げる本邦法人又は外国法人等とする。

- 一 発明者等が所属する本邦法人又は外国法人等(以下「特定法人等」という。)
- 二 特定法人等の発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式又は出資を所有する法人(以下「特定親会社」という。)
- 三 法人で、特定法人等により所有されるその株式又は出資の数又は額と、当該特定法人等に係る特定子会社により所有されるその株式又は出資の数又は額とを合算した株式又は出資の数又は額とを合計した株式又は出資の数又は額の当該法人の発行済株式の総数等に占める割合が百分の五十を超えるもの。

四 法人で、その所有する特定法人等の株式又は出資の数又は額と、当該法人に係る子会社

(当該法人により発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式又は出資を所有している会社をいう。)

五 特定親会社により発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式又は出資を所有されている法人

六 特定法人等と、各当事者がそれぞれの保有する特許権等に係る特許発明又は登録実用新案の実施を他方の当事者に対して許諾する義務を定めた契約を締結している法人であつて、令第六条第三項に掲げる特許権等が国と当該法人との共有に係る場合において、当該法人のその特許発明若しくは登録実用新案の実施について、国の持分に係る対価を受けず、若しくは時価よりも低い対価を受け、又は国有の当該特許権等について、当該法人に對し、通常実施権の許諾を無償とし、若しくはその許諾の対価を時価よりも低く定めることなどが、国際共同研究の円滑な推進に特に必要であると認められるもの

第四条 令別表第一の二の項第二号に掲げる機関(以下「機関」という。)の国有の試験研究施設の使用に關し令第八条第一項の認定を受けようとする者は、別記様式第一の申請書の正本一通及び副本一通を法務大臣に提出しなければならない。

2 法務大臣は、前項の申請書を受理した場合において、令第八条第一項の認定をしたときは、その申請をした者に別記様式第二の認定書を交付するものとする。

第五条 機関の敷地内に整備する施設の用に供する土地の使用に關し令第九条第一項の認定を受けようとする者は、別記様式第三の申請書の正本一通及び副本一通を法務大臣に提出しなければならない。

2 法務大臣は、前項の申請書を受理した場合において、令第九条第一項の認定をしたときは、その申請をした者に別記様式第四の認定書を交付するものとする。

(中核的研究機関に係る特例)

第六条 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号。以下「法」という。)第三十七条第一項の規定による公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。

- 一 中核的研究機関の名称
- 二 法第三十七条第一項に規定する特定の分野

第七条 機関が中核的研究機関である場合において、当該中核的研究機関の国有の試験研究施設の使用に關し令第十一条第一項の認定を受けようとする者は、別記様式第五の申請書の正本一通及び副本一通を法務大臣に提出しなければならない。

2 法務大臣は、前項の申請書を受理した場合において、令第十一条第一項の認定をしたときは、その申請をした者に別記様式第六の認定書を交付するものとする。

第八条 機関が中核的研究機関である場合において、当該中核的研究機関の敷地内に整備する施設の使用に供する土地の使用に關し令第十二条第一項の認定を受けようとする者は、別記様式第七の申請書の正本一通及び副本一通を法務大臣に提出しなければならない。

2 法務大臣は、前項の申請書を受理した場合において、令第十二条第一項の認定をしたときは、その申請をした者に別記様式第八の認定書を交付するものとする。

附則 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

別記様式第一(第4条第1項関係)

別記様式第二(第4条第2項関係)

別記様式第二の申請書フォーマット。研究の概要及びその実施計画、研究の進捗状況、研究の成果等に関する事項を記載する。研究の概要及びその実施計画、研究の進捗状況、研究の成果等に関する事項を記載する。

別記様式第一の申請書フォーマット。研究の概要及びその実施計画、研究の進捗状況、研究の成果等に関する事項を記載する。研究の概要及びその実施計画、研究の進捗状況、研究の成果等に関する事項を記載する。

別記様式第3 (第5条第1項関係)

別記様式第3 (第5条第1項関係)

研究申請書

年 月 日

申請人氏 名

職 務

所属機関

研究番号

注 意

氏 名 法人は団体名については、  
代表者(代表者の氏名  
及び住所)を記載

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令第3条第1項の規定を受け  
たので、下記のとおり申請します。

記

- 1 研究の概要及びその実施計画
- 2 機関の構内に設置する施設の種類
- 3 2の施設の利用に供するために使用又は収益の許可を受ける必要のある土地の位置及び  
面積
- 4 2の施設において行うとする研究の概要
- 5 4の研究の進展状況記録、資料その他の研究の成果の一部への無償提供を要すること。
- 6 1の研究を行う者が当該研究を行うために必要な技術的能力を有することの説明

備考 1 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。こと。

2 上記1については、研究の概要記録、実施計画、実施概要及び各研究実施主体が  
これらを行う研究内容を明らかにすること。

3 上記2の機関については、その機関を記載すること。

別記様式第4 (第5条第2項関係)

別記様式第4 (第5条第2項関係)

議 定 書

議 定 番 号

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令第3条第1項の規定に基づ  
き、下記1の条件に、下記2の機関と合意して行う下記3の研究に必要な土地の施設を無  
償提供(無償)に供し、当該施設においてその研究を行うことと申し合はることを要  
定する。

年 月 日

申請人氏 名

記

- 1 研究の概要及び当該研究を行う者
- 2 1の研究において実施する実施計画
- 3 機関の構内に設置する施設の種類
- 4 1の研究の進展状況記録、資料その他の研究の成果を無償で図に提供することを条件  
とすること。

備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。こと。

別記様式第5 (第7条第1項関係)

別記様式第5 (第7条第1項関係)

研究申請書

年 月 日

申請人氏 名

職 務

所属機関

研究番号

注 意

氏 名 法人は団体名については、  
代表者(代表者の氏名  
及び住所)を記載

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令第3条第1項の規定を受け  
たので、下記のとおり申請します。

記

- 1 研究の概要及びその実施計画
- 2 1の研究が、申請研究機関が掲げている研究目標を達成することの説明
- 3 1の研究を行うために必要とする使用に係る土地の位置及び面積
- 4 3の施設研究設備を使用することにより得ようとする記録、資料その他の研究の成果  
又は研究の成果
- 5 3の施設研究設備を使用することにより得ようとする記録、資料その他の研究の成果  
の一部への無償提供又は研究の成果の一部への提供を要すること。
- 6 1の研究を行う者が当該研究を行うために必要な技術的能力を有することの説明

備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。こと。

別記様式第6 (第7条第2項関係)

別記様式第6 (第7条第2項関係)

議 定 書

議 定 番 号

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令第3条第1項の規定に基  
づく、下記1の研究が、下記2の機関との間で当該施設を無償で供することの研究設備機  
関が掲げられている研究と関連すると認定する。

年 月 日

申請人氏 名

記

- 1 研究の概要及び当該研究を行う者
- 2 1の研究を行うことについて使用に係る土地の位置及び面積
- 3 2の施設研究設備を使用する場合は、その提供に係る記録、資料その他の研究の結  
果を無償で図に提供すること又は研究の成果の一部に提供することを条件とする。こと。

備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。こと。

別記様式第7（第8条第1項関係）

記 定 章 節

年 月 日

設 計 大 臣 殿

職 務 番 号

在 官

氏 名

（法人又は団体の場合は、  
代表者又は事務局長の氏名  
を記入する）

科学技術・イノベーション創達の活性化に関する法律施行令第12条第1項の規定を遵守  
するために、下記のとおり申請します。

記

- 1 研究の概要及びその実施計画
- 2 中核的研究機関の名称及びその実施地に設置する施設の概要
- 3 2の施設の利用に供するために使用又は収益の許可を受ける必要のある土地の位置及び  
面積
- 4 2の施設において行うとする研究の概要
- 5 2の施設において行った研究の成果の公表、資料その他の研究の成果の一部の複製  
権又は研究の成果の一部への報告を許すこと。
- 6 3の研究を行う国以外の者が当該研究を行うために必要な技術的能力を有することを  
要す
- 7 1の研究が、中核的研究機関が行っている研究と密接に関連し、かつ、当該研究  
の進展の促進に特に効果的なものである又は当該研究機関が行った研究の成果を基とする  
ものである場合には、その旨の説明

- 備考 1 面積の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 上記3については、中核的研究機関と連携して行う研究を行うとする場合は、  
研究の概要、実施期間、実施場所及び当該研究実施主体がこれらを行う研究内容  
を明記する。
- 3 上記4については、中核的研究機関と連携して行う研究を行うとすることに記  
す。

別記様式第8（第8条第2項関係）

記 定 章 節

年 月 日

設 計 大 臣 殿

職 務 番 号

科学技術・イノベーション創達の活性化に関する法律施行令第12条第1項の規定に基  
づく、下記1の報告、下記2の中核的研究機関と連携して行う研究、下記3の中  
核的研究機関と連携して行う研究を実施し、かつ、当該研究の成果の公表等に  
有益である下記の研究又は下記の中核的研究機関が行った研究の成果を基とする下記  
1の研究に必要な資金の拠出を当該中核的研究機関の責務とする。当該施設におい  
てその研究を行うとするものであることを規定する。

年 月 日

設 計 大 臣 殿

記

- 1 研究の概要及び当該研究を行う国以外の者
- 2 中核的研究機関の名称及びその実施地に設置する施設の概要
- 3 2の施設を敷地とし、当該施設において研究を行う場合は、その結果得られる記録、資  
料その他の研究の成果を複製で提供すること又は研究の成果を国に報告することを  
要することを

備考 面積の大きさは、日本産業規格A4とする。